

○鏡野町地区公会堂建設整備事業費補助金交付要綱

平成17年3月1日

告示第17号

(趣旨)

第1条 町長は、地域のコミュニティづくりの推進を図るため、良好な日常生活の場として地域住民の各種活動拠点となる地区公会堂の建設整備事業をするものに対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象及び補助率等)

第2条 地区（鏡野町区長名簿に掲載されている地区に限る。）公会堂の新增改築、改修及び施設用地の復旧に要する工事額が50万円以上である事業を対象とする。ただし、同一地区内に複数の施設を有する場合、新築以外の事業にあつては、国、県、町等の補助を受けて建設した施設に係るものに限り対象とする。

2 補助金交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、全事業費の中から次に該当するものを控除した額とする。

(1) 県・鏡野町のその他の事業・その他の団体等から受ける補助及び交付金等（移転補償費等を含む。）

(2) 用地取得費及び土地造成費

(3) 解体費

3 補助金の補助率は、査定事業費の3分の2以内とし、補助限度額は、新築の場合は1,000万円、増改築、改修及び施設用地の復旧の場合は600万円とする。

4 補助金の交付を受けた対象施設は、その受けた年度の翌年度から起算して、新築の場合にあつては15年、増改築及び改修にあつては10年以内は新たに公会堂整備に要する補助金の対象とならない。ただし、町長において災害等特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助事業者」という。）は、次の書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第4条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、
適当であると決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付して、また、補助を行わないことを決定した場合は、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(実績の報告)

第5条 補助事業者は、工事が完了したときは、直ちに次の書類を添えて町長へ提出しなければならない。

(1) 補助金に係る事業の実績報告書（様式第3号）

(2) 事業実績書

(3) 収支精算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類（領収書の写し等）

(補助金の額の確定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書（様式第4号）により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の確定後町の指定様式による補助事業者の請求に基づき、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定による概算払の額は、補助金交付決定額の10分の7以内の額とする。ただし、町長において特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(概算払の請求)

第8条 町長は、前条の規定により概算払をするときは、補助事業者へ概算払請求書（様式第5号）を提出させなければならない。

(検査等)

第9条 町長は、必要があるときは、補助事業の内容等の検査又は指導を行うことができる。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(事業年度)

第11条 事業は、単年度を原則とするが、2年度に及ぶ場合、補助事業者は事前に町長に届け出、承認を得ることとする。

附 則

この告示は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第86号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月8日告示第4号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日告示第15号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月1日告示第42号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年1月24日告示第4号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。